

実績報告時の提出書類（個人・法人）

No	提出書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第14号様式その1 「実績報告書（個人・法人用）」		<input type="checkbox"/>	
2	設置機器の売買契約書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること 以下の内容が記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ① 発行者名と会社印 ② 日付（契約締結日） ③ 契約者名 ④ 工事内容 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。
3	設置機器の領収書（写し）・領収書の内訳（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書の日付が令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間のものであること（※1） ・ 以下の内容が記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ① 宛名（助成申請者名であること） ② 領収金額 ③ 助成対象経費（機器費・工事費のみ、消費税含まず） ④ 設置場所住所 ⑤ 対象機器メーカー名 ⑥ 対象機器パッケージ型番 ⑦ 製造番号 ⑧ 収入印紙及び割印（消印）が確認できるもの（※2） ⑨ 領収日 ⑩ 発行者（販売事業者）名 ⑪ 発行者（販売事業者）捺印 ※ 但し書きに③～⑦の記載が 	<input type="checkbox"/>	<p>（※1） 領収書の日付が交付申請日よりも後のものであること。</p> <p>（※2） 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。</p> <p>また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要。</p> <p>なお、電子領収書で収入</p>

		<p>ない場合、以下を併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の定める様式で領収書の内訳を作成すること 		<p>印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。</p>
4	設置機器の保証書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・ 使用者控え（お客様控え等）の写しであること 	□	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること （証明は機器の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること）
5	「V2Hを設置する建物」の全景写真（カラー）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの （建物の立地や構造上、1枚に収まりきれない場合は、複数枚に分かれて可） ・ V2Hが写ってなくても可 ・ カラー印刷または、カラープリント写真であること ・ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89 mm）以上であること <p>※建物の全景がはっきりと確認できない場合（日没後撮影等）は、再度撮影を依頼する可能性あり</p>	□	
6	V2Hの「型番」及び「製造番号（銘板）」を示す写真（カラー）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置完了後の写真であること （設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること） ・ V2Hの型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・ カラー印刷または、カラープリント写真であること ・ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89 mm）以上 	□	

		であること		
7	口座情報の写し	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内容が記載されていること ①金融機関名（コード） ②支店名（コード） ③預金種類 ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人名 ※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること	□	<ul style="list-style-type: none"> 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページ等
8	建物の登記事項証明書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> 現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれていること ※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。	□	※新築住宅の場合のみ。 ※申請受付から6か月以内に取得したもの ※法務局の公印があるもの。（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）
9	重要事項説明書等 （住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し）	<ul style="list-style-type: none"> 対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること 対象機器等の所有者において、交付要綱第17条、第18条、第22条及び第23条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること（助成金申請の手引きを参照） 	□	【住宅供給事業者が申請する場合に必要】
10	国等の補助金交付申請書、交付決定通知書もしくは額確定通知	<ul style="list-style-type: none"> 国等の補助金と併給する場合、当該補助（予定）額が記載されている書類の写し。 	□	オンライン申請等で申請書等がない場合は補助（予定）額が表示されている画面キャプチャでもよい。ただし氏名等で東京都への申請者であることが分らなければならない。
11	その他公社が審査に必要と認める書類			

V2Hの補助率10/10の増額要件を満たしていることの確認書類				
12	自動車検査証 (写し)		<input type="checkbox"/>	記載内容が読み取れること
13	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 出力対比表 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)など 	<input type="checkbox"/>	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo14の書類提出は不要。
14	太陽光発電システムで発電した電気が助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 接続契約のご案内(写し) 系統連系協議依頼書の控え(写し) 直近の太陽光の買電明細(助成対象機器の領収日より前のもの)(写し)など 	<input type="checkbox"/>	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo13の書類提出は不要。